

宮古島市農林水産物条件不利性解消事業指定品目（7月12日決定）

区分	対象区分	品目	備考
野菜	青果物	島内で生産されるもので安定生産出荷できるもの	
果樹		島内で生産されるもので安定生産出荷できるもの	
その他の農産物等		かんしょ（※1）薬用作物、ハーブ類、その他の地域特産作物、特用林産物	
花き	花き	輪ぎく、小ぎく等で切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他花き類	
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物	
水産物	鮮魚等	エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう、（クビレズタ）、アーサ、（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類その他沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物	
	モズク	モズク（※3）	

次に掲げるものは適用除外するものとする。

- ・米、さとうきび
- ・法令等において栽培等の許可が必要で、一般販売が禁止されている沖縄県産農林水産物
- ・食品表示法で定める加工品（ただし、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱第2条第3項で定める「一次加工品」を除く）

次に掲げる※はこの限りでない。

- ・※1については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものが対象
- ・※2については、個体識別番号が確認できる12ヶ月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取扱うものとする。
- ・※3については、塩蔵されたモズクを含むものとする。